

平成31年 4月17日  
(土木部入札審査委員会決定)

### 石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

山崎建設株式会社 小松市漆町イ72

2 指名停止期間

平成31年 4月17日から平成31年 4月30日まで (2週間)

3 指名停止理由

上記有資格者は、平成30年1月10日、小松市内の民間発注工事において、下請業者の作業員が外部足場の上で鉄骨の組み立て作業をするに当たり、労働災害を防止するため必要な措置を講じず、当該作業員が足場から墜落し、死亡するに至った。

同年8月20日、小松労働基準監督署は同社及び同社現場代理人を小松区検察庁に書類送検し、同年12月25日、小松区検察庁は、労働安全衛生法違反の罪で、同社及び同社現場代理人を起訴した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表1-8に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上 2箇月以内

土木部監理課 入札・契約G  
担 当 大野  
内 線 5023  
外 線 076-225-1712